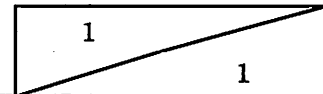


防 衛 装 備 庁 仕 様 書



品 件 名	車両借上（その１）	仕様書番号	第 GAE2-JK-313 号
		作成年月日	令和6年11月11日
		作成部課名	航空装備研究所 誘導技術研究部 誘導システム評価室

1. 目的

基地防空用地対空誘導弾（改）及び新近距離地対空誘導弾の性能確認試験（第１次発射試験）のための車両借上について規定する。

2. 車両形式・数量

排気量2000ccクラス、ＡＴ車、４ＷＤ、ＲＶ車、スタッドレスタイヤ装備、レギュラーガソリン仕様、エアコン装備、カーナビゲーションシステム付、最低地上高１８０mm以上であること（本条件に従い難しい場合には上位の規格の車両で対応すること）、１台

車両は油脂及びウィンドウォッシャー液等が適切に補充されているものとする。

車両は可能な限り「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年閣議決定）の基準を満たす車両とすること。

3. 借上期間

令和6年12月1日から令和6年12月7日 までの７日間

4. 借上場所

中標津空港及びその周辺

5. 納入及び返納場所

納入及び返納場所は中標津空港周辺とする。

6. 保険

- (1) 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（自旅第１３８号。7. 6. 13）に定められた自動車保険へ加入していること。
- (2) 免責補償制度には加入しないこと。

7. 検査

車両形式、数量及び日程について行う。

8. その他

- (1) 国が正常な使用状態において使用した車両が安全運転上好ましくない状態になった場合又は定期点検等の維持管理を要する時期を迎えた場合は、速やかに代替車両を提供するものとする。この場合に生ずる搬送経費等は契約相手方が負担する。
- (2) 国は、借上車両について、その借上期間中は善良な管理者の注意義務をもって保管する。
- (3) この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。